

2021年8月19日

株式会社 佐賀共栄銀行

「令和3年8月豪雨」により被災及び影響を受けた事業者の皆さまへのご案内

この度の豪雨で被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社 佐賀共栄銀行（頭取 二宮 洋二）は、この度の豪雨により被害を受けられたお客さまを対象に、下記の低利な制度融資の取扱いを開始いたしましたので、お知らせいたします。

また、この度の災害にかかる、事業資金の借入のお申込み、返済猶予のご相談につきましては、ご遠慮なく佐賀共栄銀行本支店窓口にお問い合わせください。

一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

融資対象者	佐賀県内の被災中小企業者・事業者 ※市町長の発行する罹災証明書（被害証明書、被災証明書）が必要になります
資金用途	災害復旧を行うために必要とする設備資金及び運転資金
融資限度額	3,000万円（市町長が証明する被害金額の範囲内）
融資利率	年0.9%
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
信用保証料率	年0%（佐賀県が全額負担）
取扱期間	令和4年3月31日（木）保証協会受付分まで

以上

本件照会先 業務統括部 営業企画グループ
担当 森田・坂田・北村 TEL 0952-26-5813